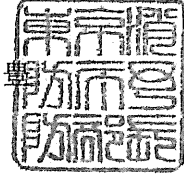




30 予予第 157 号
平成 30 年 7 月 12 日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 山内 隆司 様

東京消防庁
予防部長 山本



光警報装置に関する周知について（依頼）

平素から消防行政につきまして、特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
先般、総務省消防庁から光警報装置の設置に係るガイドラインが示され、当庁においても運用しているところですが、今般、ガイドラインに準拠しないフラッシュライトを設置しようとした事案を認知しました。当庁としては、建物関係者、販売業者及び設計・施工業者等に対し性能上又は使用用途上の差異について更に周知を図る必要があると認識しているところであります。

光警報装置は、光により火災の発生を報知する警報装置で、音以外の方法により聴覚障がい者に対し、火災の情報を伝達する手段として一定の効果が期待できるものです。ガイドラインでは、自動火災報知設備の機能に支障がないよう基準が示され、それを逸脱してしまうと、有事の際に警報により避難を促すといった本来の目的を果たせない可能性があります。

したがって、販売業者及び設計・施工業者は、光警報装置を設置する場合に、その概要及び特徴を十分に把握する必要があります。また、ガイドラインに適さないフラッシュライト等では、光警報装置という名称を使用することはできません。万が一の事故が起きないよう、貴会会員の皆様に対しまして、本内容及び別添え資料の総務省消防庁が策定したガイドラインについてご周知をいただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

東京消防庁予防部
予防課消防設備係 萩生田 古川
電話 03-3212-2111 内線 4762 4767